

会 議 録

名 称		市川市子ども・子育て会議（平成25年度第4回）
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 ・ 非 公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する		1 諮問 ・ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について ・ 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について ・ 放課後児童健全育成事業(放課後保育クラブ)の設備及び運営の基準について 2 市長の挨拶 3 教育委員長の挨拶 4 諮問事項の説明について 5 子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について 6 その他（1）委員提出資料について （2）eモニターアンケート実施について
開催日時場所		平成25年11月13日（水）午前9時30分～11時30分 市川市役所本庁 3階 第5委員会室
出席者	委員	高尾委員、小安委員、橋本委員、阿部委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、村上委員、緑川委員、佐藤委員、徳安委員、山下委員
	事務局 (所管課)	子ども部子育て支援課
	関係課等	保育課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍聴区分		㊦（5人）・不可
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料		<事務局資料> ・ 次第 ・ 資料1 諮問書（写） ・ 資料2 諮問資料① ・ 資料3 諮問資料② ・ 資料4 市川市子ども・子育て支援事業計画 進行管理事業一覧(イメージ案) <委員提出資料> ・ 山下委員提出資料
特記事項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成 25 年度第 4 回）（詳細）

- 1 開催日時：平成 25 年 11 月 13 日（水）午後 9 時 30 分～12 時 00 分
- 2 場 所：市川市役所本庁 3 階 第 5 委員会室
- 3 出席者：
委 員 高尾委員、小安委員、橋本委員、阿部委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、
村上委員、緑川委員、佐藤委員、徳安委員、山下委員
市川市 吉光こども部長、子育て支援課（小松課長）、保育課（木村課長、大野副参
事）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（林課長）、津吹
教育総務部長、高坂教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、就学支援課
（伊藤課長）青少年育成課（山田課長）
- 4 議 題：
 1. 諮問 ○地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
○子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準に
○放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）設備及び運営の基準について
 2. 市長の挨拶
 3. 育委員長の挨拶
 4. 諮問事項の説明について
 5. 子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について
 6. その他（1）委員提出資料について
（2）e モニターアンケート実施について
- 5 配布資料：
 - ・ 次第
 - ・ 資料 1 諮問書（写）
 - ・ 資料 2 諮問資料①
 - ・ 資料 3 諮問資料②
 - ・ 資料 4 市川市子ども・子育て支援事業計画 進行管理事業一覧（イメージ案）
 - ・ 山下委員提出資料

【午前 9：30 から開始】

高尾会長： それでは只今より、平成 25 年度市川市子ども・子育て会議第 4 回を開始いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は 3 名の方が欠席ということです。委員の半数以上が出席ですので本日の会議は成立いたします。次に、本日の会議の公開に関して、皆様方にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開とすることになっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(意義なし)

それでは傍聴人の方がいらっしゃいましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それでは次第 1 でございます。諮問についてです。事務局からお願いいたします。

子育て支援課長： 今回は、市長及び教育委員会から諮問をさせていただき、ご挨拶をさせていただきたいと考えております。それではまず、大久保市長より諮問させていただきます。

大久保市長： (諮 問)

- ・「地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について」
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について」
- ・「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について」

子育て支援課長： 続きまして、教育委員会 宇田川委員長より諮問をさせていただきます。

宇田川委員長： (諮 問)

- ・「特定教育・保育施設の運営に関する基準について」
- ・「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について」
- ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について」

子育て支援課長： 続きまして、市長よりご挨拶をさせていただきます。

大久保市長：（大久保市長 挨拶）

子育て支援課長： 続きまして、教育委員長よりご挨拶をさせていただきます。

教育委員長：（宇田川教育委員長 挨拶）

高尾会長： それでは只今、当会議に諮問がなされまして、市長・教育委員長からご挨拶をいただきました。当会議といたしましては、十分審議し検討いたしまして、市川市のためにお役に立ちたいというふうに考えております。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長： 申し訳ございませんが、市長・教育委員長にはこの後、別の公務・所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

大久保市長： よろしく願いいたします。

高尾会長： それでは事務局から諮問内容について説明をお願いいたします。

子育て支援課長： それでは事務局から諮問内容について説明いたします。今回諮問させていただいた基準については、教育・保育にまたがっていることから、市長部局・教育委員会で重複している部分もございます。実質的には「会議次第 1」、「諮問」に記載している 4 種類の基準について諮問させていただきました。まずはそのうち、「教育・保育に関する 3 種類の基準」について説明させていただきます。

（資料 2、諮問資料①に基づき説明）

子育て支援課長： 続きまして、市川市の現状についてご説明させていただきます。保育課長、お願いいたします。

保育課長： 保育課長です。私のほうからは、諮問事項のうち、本市における現状についてご説明申し上げます。（資料 2 に基づき説明）

就学支援課長： 就学支援課長でございます。それでは私から、幼稚園の基準に関する市の現状についてご説明させていただきます。誠に申し訳ございませんが、資料の訂正が 2 点ございます。8 ページの設備・面積基準の面積で、「保育室・学級定員 31 人～35 人は 39 m²」を、「保育室・学級定員 31 人～35 人は 46

m²」にご訂正をお願いいたします。次にもう1つの訂正でございますが、9ページの利用開始に伴う基準の定員を上回る場合の選考で、「条例・規則には定めていないが、運営上抽選としている」を、「市川市幼稚園管理規則第6条第3項に、定員の数を超えた時は抽選を行い、入園を許可する者を決定するもの」に訂正をお願いいたします。

それでは始めに、「特定教育・保育施設の運営に関する基準」についてですが、資料7ページをお願いいたします。(資料2に基づき説明)

高尾会長 : 説明はよろしいですか。それでは只今事務局より説明がありましたけれども、何かご質問はございませんでしょうか。では橋本委員さん。

橋本委員 : 民生委員主任児童委員の橋本と申します。幼稚園の保育年数についてお伺いしたいのですが、先ほど私立幼稚園は3年保育、公立幼稚園は2年保育というようにお伺いしたのですが、私立幼稚園の場合は3年保育も希望すれば受けられますし、2年保育でもかまわないのだと思いますけれどもいかがでしょうか。

高尾会長 : それでは事務局。

就学支援課長 : 就学支援課長でございます。今お話いただいたとおりでございます。公立幼稚園は2年保育、私立幼稚園さんの場合は3年保育を原則とされておりますが、保護者の方の子どもさんの状況によっては、年数が変更になる場合もございます。以上でございます。

高尾会長 : よろしいですか。他にありませんか。はい、小安委員さん。

小安委員 : はい。小安でございます。本日諮問として出された項目と、現状についての説明があったのですが、教育委員会の諮問も含めて4つの項目があるのですが、この基準がそれぞれどの部分を対象にしたものなのか、わかりにくい気がしています。

例えば諮問資料の2の1ページで、「認可」と「確認」に分かれていて、太い線で囲まれている部分があるのですが、ここに「教育・保育施設」という名称と「特定教育保育施設」という「特定」がついているもの、それから「地域型保育事業」という名称と、「特定地域型保育事業」という名称が出てくるのですが、「認可」と「確認」との関わりの中で、言葉の使い方が非常に分かりにくい気がします。この「特定」という言葉がつくと

というのは、何か意味があるのだろーと思ひますが、その説明をいただきたいというのが1点目です。

それから、市長部局の諮問の項目として3つある中で、「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準」についてという、この基準の対象となるものは、先ほどの説明によれば、幼稚園と保育園、それから家庭的保育等ということで、事務局から説明が色々あったのですけれども、基準の対象が全部なのか一部分なのかかというところが分かりませんでした。

また諮問の対象は、1ページ目で囲まれている部分の「認可」では「教育・保育施設」の部分というのは対象になっていません。ところが「確認」では「特定教育・保育施設について」が運営基準の対象になっていること、さらに「給付の支給認定について」では、特に基準の対象施設が書かれていないので、その辺のところをもう少し分かり易くして頂きたいと思ひます。以上です。

高尾会長： それでは事務局のほうはよろしいですか。2点です。

子育て支援課長： はい。それでは事務局のほうから説明させていただきます。まず運営基準の名称で、「教育・保育施設」、「地域型保育事業」に対して、「特定」という文言がついているのはなぜかということですが、そちらのほうは「子ども・子育て支援法第27条・第29条」で、市町村長が給付の対象施設・事業者として確認する施設を、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者」という規定がされています。この運営基準は、確認を受けた施設が順守すべき基準となるため、「特定」という文言をつけています。なお、国の子ども・子育て会議基準検討部会の設置に係る資料においても、認可基準には「特定」をつけず、運営基準には「特定」をつけて記載されているというようなことがありますので、「特定」という文言をつけさせていただいております。認可には「特定」はついておらず、確認のところには「特定」がついているという状況になっています。次に2点目の支給認定基準であります。委員のほうからご指摘のありましたとおり、認可について、教育・保育施設、この教育・保育施設は、認定こども園・幼稚園・保育所にあたるわけですが、それらについては、認可については都道府県が、地域型保育事業、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、この4つの地域型保育事業については、市町村が認可をする。そしてその運営に対する運営基準は、教育・保育施設も地域型保育事業も市町村が運営基準を定めて確認をするというふうになっております。支給認定基準については、こちらも教育・

保育施設及び地域型保育事業あわせて支給認定基準になっているという形になっております。よろしいでしょうか。

高尾会長 : よろしいですか。

小安委員 : 説明としては分かるのですが、今回諮問の対象はこの部分ですよと一つの表のような形で示して頂ければと思います。県で定める基準もあるとのこと、では市で定める基準の対象はここですというような資料が次回までであればわかりやすいと思います。今の資料ではたくさんのことが書かれていて、今後見直す部分や市で独自に基準を定める部分が出てくるとと思いますが、その辺の基準の対象が明確な形でわかる資料を頂けたらと思います。以上です。

子育て支援課長: ありがとうございます。もう少し分かり易いような形で詰めさせていただきたいと思います。

高尾会長 : 事務局のほうはよろしいですか。何かあれば、はい、吉原委員さん。

吉原委員 : 吉原です。この週末に宮崎で認定こども園の関係や新法の説明会・勉強会がありまして、内閣府の角田さんからご説明がありました。資料で給付の対象に関する表がございますから、今お見せしました。私がここで理解している大きなポイントは、給付の対象にならない幼稚園が出てくるということです。幼稚園は新制度の下で3つの選択肢があります。1つは今まで通りで学校法人の幼稚園として、私学助成の枠の中で補助を国からいただく、もう一つは施設型給付に移り、市の管轄の中で従来通りの4時間の保育をする施設型給付の幼稚園のままでいる、3つめは施設型給付に移って、認定こども園の幼稚園型かもしくは幼保連携型になる、この3つの選択肢がある訳で、従来通り今まで通り市の管轄に入らなくて、施設型給付に入らない幼稚園の場合は、給付の対象外だと理解しておりますがいかがでしょうか。

高尾会長 : それでは、事務局のほうで。

子育て支援課長: こちらのほうもそのように理解しております。

高尾会長 : よろしいですか。

小安委員 : いずれにしても、その辺の全体像が見えないので、できればそういうものを皆さんに資料として配布されたほうがよろしいのではないかと思います。

子育て支援課長 : 次回までにそのような資料を作りたいと思います。

高尾会長 : それではよろしいですか。それでは他にありますか。はい、川副委員さん。

川副委員 : 川副です。この諮問資料①には、その後の諮問事項の概要というのが書かれている訳ですが、1 から 6 ページまでありますが、この諮問内容は今日私達が質問・意見して諮問するのですか。こちらのほうがおそらく重要なことで、先ほどの説明はずっと現状の説明だったと思うのですが、これからの時間的な配分についてお伺いしたいのですが。

高尾会長 : それでは事務局。

子育て支援課長 : 事務局からお伝えいたします。スケジュールで見ていただくとわかると思うのですが、1 ページのスケジュールですけれども、実はまだ国のほうの子ども・子育て会議の資料が整っていない状況です。国からは 26 年の 3 月末を目途に出てくる予定ですが、国の資料の中の「認可・確認」の本格施行は、10 月くらいから開始される予定で、国の方ほうからは可能な限り 6 月の議会で条例の制定をするようにというような記載があります。6 月議会の条例制定をする場合に、3 月に国のほうから指針が出るのを待ってから審議をされると間に合わないということで、今回諮問させていただいて、出てきたものから審議していただくというようなスケジュールで考えているところです。

川副副会長 : ではここに出されている内容については、今日も色々なご意見があればご意見をお聞きして、今日の会議は進められるのか、そこら辺をお聞きしたかったのです。

事務局 : ご説明させていただいたのは国の説明でございます。審議については、先ほど課長のほうからお話があったのですが、2 月に市川市の基準の案をお示しさせていただく予定で、2 月、3 月の審議を踏まえて基準を作ります。本日は、国の状況について説明させていただき、色々と不明な点があるとは思いますが、質問も受け付けます。希望もあると思うので、ご意見があれば言って頂きたいと思います。

高尾会長 : よろしいですか。他にご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ、幸前委員さん。

幸前委員 : はい。小安委員と同じで、ちょっとよくわからない部分があります。吉原委員の説明も聞きながら、先ほどの支給認定基準について、資料の最後の11ページの、市川市における現状と、支給認定は保育園だけでなく幼稚園も入るのですね。先ほどの吉原委員さんの話だと、幼稚園も色々な選択があって、支給認定に入らない幼稚園もあるかもしれない。ではその入る、入らないというのは、幼稚園はいつ頃決められるのでしょうか。幼稚園と保育園の場合と分けて決めるのかなど、その辺が全く漠然としていますので、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

高尾会長 : その辺のところは分かりますか。つまりいつまでに幼稚園側ははっきりさせるかということですよ。

幸前委員 : そうです。いつまでに決まるのかということです。

高尾会長 : ようするに今の学校法人のままで残る幼稚園がどれだけいるかがわかる必要があるということです。それは、幼稚園側が申し込み、はっきりさせる必要がありますよね。ではその辺のところを。

事務局 : はい、認定基準について先ほど吉原委員のお話があった通り、幼稚園につきましては、新制度に乗っかっていく幼稚園もあれば、今の制度のままいく幼稚園もございます。それがいつ頃になるかというところですが、実際は来年度に入ってからになると思います。公定価格が、国から来年度当初に示され、また各幼稚園にどういう制度にするかという意向調査をかけるという話も聞いております。その辺りを踏まえた上で各幼稚園に検討していただいて、移る・移らないということを決めていくと思います。

高尾会長 : はい、吉原委員さん。

吉原委員 : 吉原です。先ほど申し上げましたが、土曜日に宮崎県の日南であった説明会におきまして、内閣府の角田さんのほうからのご説明ですと、今のところの検討スケジュール、これはあくまでイメージですが、平成26年度の4月から6月頃、これはおそらく6月頃になるだろうというお話でしたが、公定

価格の骨格と仮単価についての提示をしますと。そしてそれにむけて、各市町村は概算要求に向けた保育所・幼稚園などにかかる給付の所要額の見込みを算定してほしいと。そして8月の国の概算要求の段階で、それを示して、10月頃の各市町村の平成27年度の保育所の入園手続き、各幼稚園の園児募集で、この段階では意向調査は終わっているという形になるそうです。幼稚園が移行するかしらないかというのは、公定価格が出てくる、来年の4月から6月ということになりますけれども、おそらく6月から7月ぐらいではないかと。国の子ども会議で、柏女先生が色々とお話されたのですが、一応全体の公定価格の概略は出たけれども、審議に関しては次回、恐らく明日から具体的に始まると。また新制度において、今市町村から私立幼稚園に出ています預かり保育の補助金等が、施設型給付に移った場合には13事業の中でどのような位置づけで入ってくるのか。市町村が認定して、一時預かりの事業を委託するのかしらないのか、そういうことも踏まえて検討していかなければいけないのではないかとというご説明がありました。ですからスケジュール的には来年の1学期末には結論が出るのではないかと。この場合、今の原則では、何も手を挙げなければ施設型給付に移るというように決まっておりますので、うちは施設型給付になりたくないというところは手を挙げ、挙げなければ全部一律施設型給付に移ることになるというように聞いております。

高尾会長 : その辺の情報は事務局では確認されていますか

事務局 : 来年度にそういう話があるということは確認しています。

高尾会長 : 幸前委員さんはよろしいですか。他にありますか。はいどうぞ、小安委員さん。

小安委員 : 小安です。たびたびになりますが、今の話を聞いていても、スケジュールは決まっていて、来年の6月の条例提案という中で、国のほうの情報がとても遅れているような感じがあり、事務局も非常にやりにくい、準備が非常に難しいという印象を持ちました。先ほど従うべき基準や参酌すべき基準とありましたが、市のほうで基準を作るにあたって国からの情報が下りてきて、この部分は地域の独自性を出すとか、あるいはこれは国の情報のままいくなど検討する上で、時間がないと、国の基準とほぼ同じになる事にもなりかねませんので、次回もう少し整理した形で対象を把握し、また新しい情報が入り次第その辺を深めたらどうかと思いました。

事務局 : 確認します。

川副委員 : 気になっていることは、スケジュールに次回が 2 月とありますが、今日の審議会がどういう位置づけなのかがまだわかりません。今、小安委員が言われたように、参酌すべき事項について、先ほど教育委員長も「市川らしく」と言われたその部分がどこで表現されるのかと。2 月からではバタバタしてしまいます。今日の位置づけをもう一度説明して、今日の進め方について、議論できるのかできないのかというところを。

事務局 : 本日については、まずは事務局として国の最新の状況について、各委員の皆様にご説明させていただくという主旨です。当然市川市の基準案として、こういった方向性があります、と示せばいいのですが、国の状況も今後新たなものがどんどん出てくると思います。スケジュール的にはタイトになってしまいますけれども、2 月には最新の国の情報と市川市の状況を踏まえた基準をお示しして、それについて 2 月・3 月で皆様からのご意見等を参考に、市川市のものを作っていくたいと。確かにスケジュール的には厳しいところがありますが、どうしても 6 月に条例を間に合わせる必要がありますので、今回の会議で諮問させていただき、まずは説明ということを目的とさせていただきます。

高尾会長 : よろしいですか。川副委員さん、よろしいですか。他にありますか。はい、どうぞ。

幸前委員 : 幸前です。川副先生もおっしゃったように、次の会議の 2 月に整理したものをもらっても、そこからその次の会議には諮問を仕上げなければならないとすると時間がないと思うので、わかる範囲で追って資料を届けて頂きたいと思います。国の動きが変わり、幼稚園の動きも変わっていく中で、私たちも管轄が違くと全くわからないままの状況なので、追々情報提供として資料をいただけたらと思いました。

高尾会長 : その辺の点はどうですか。

事務局 : 先ほど小安委員からもありました通り、こういった基準を整理させていただいて、国の状況についても変わった点を事務局のほうで整理したものを随時各委員さんに届けさせていただきたいと思います。できるだけ審議がスムーズにいくよう努力させていただきたいと思います。

高尾会長：他にご意見ございませんか。資料のほうは随時整理して、国の情報を踏まえて届けていただけるというお話ですけれども、小安委員さん、よろしいですか。はい、それでは。

川副副会長：少し意見を述べさせていただいてよろしいですか。6ページの支給認定基準の中で、それぞれの項目が従うべき基準と参酌すべき基準のいずれかに該当するか未定と書いてあります。その中の事由の中に※印で、「同居の親族その他の者が」と書いてありますが、この同居というのは、市川市では、全国もそうですが、今まで同居している場合には減点の対象になっていました。実は私は内閣府にこのことに関してはかなり意見を申し上げたので、国が動いてくださったのですが、日本の祖父母にとっても、それから人間として育っていくうえでも、わざわざ同居させない状況を法律がつくるのはおかしいのではないかと。3世代同居というのは人間本来の姿ですし、大家族のほうの実は子どもが育つ本来の姿ということを申し上げました。それからもうひとつ、10代で望まれない出産というものもある訳ですが、その時にほとんどの場合同居になるケースです。そうすると、ケア出来ていない点として同居しているために点数が低いという課題があります。そこに実はDVの問題だったり、虐待の問題だったり、生活を維持していくことが非常に難しいということが課題としてあります。田舎の方では同居は普通なので、これによって不利益を被るというのが知事会でもかなり出ていましたが、市川の場合同居というのはぜひ考えてほしいと思います。国でも外そうとしている訳ですから、ぜひ外していただきたいと。それから2点目ですが、(2)の区分についてで、保育園に入れる条件の中に、1日4時間それから1か月に16日と決めています。これは児童福祉部会の中でも近隣の各市町村の比較が出ていましたが、市川は非常に厳しい条件であると。これくらい厳しくしないと待機児童が増えてしまうというのはよくわかります。ただ私の提案は緩やかにするのではなく、1日4時間×月16日は64時間というかたちで、かっこ書きでぜひ64時間というのを設けてほしいと。なぜかと言うと、今企業によっては時短を非常に導入して、1日4時間ではなく普通通りに働いて、その代り16日を14日にしているところがあります。日にちで切られたり時間で切られたりすると、非常に不利益を被る人、ないしは今まで保育園など、今後の認定こども園・保育園を必要とする範囲が限定されていたので、ぜひかっこ書きにして月単位で64時間というものを考えていただいて、その後はまた市川市の状況によって時間を短くしていくというのはあると思いますが、今はそこまで私は提案しませんが、現状の中で工夫していただければという意見です。

高尾会長 : 今のことを意見として受け止めて進めていきたいと思います。それでは他にありますか。はい、どうぞ。

吉原委員 : 幼稚園側の代表としてお話申し上げますと、公定価格が出て保育認定が決まりますが、その認定基準の時間数を、市川市として単独でしっかりと利用しやすい時間にさせていただきたいと思います。それと同時にもしそこでフォローできない、1日1〜2時間程度パートタイムに出ている方のための預かり保育、これは先ほどの地域子ども子育て支援事業の範囲内で13事業が示されておりますが、これを継続していただくことが子育て支援を行っていくうえで大切であると思っています。今回国の説明でも、その辺の担保をしないといけないという話が内閣府の角田参事官のほうからありました。もし施設型給付に移った幼稚園が、教育標準時間を越えて例えば3時4時まで見るような預かり保育を現状のまま継続していくのであれば、一時預かり事業として地域の子ども子育て支援事業の一つに含めるように、地域的な特色を出さないとこれは大変なことになりますよというような説明があり、なるほどと思って聞いていました。もし万が一市町村が認定こども園・幼稚園に一時預かりの事業を委託しないと行った場合においては、過渡的な措置として、県と交渉して私学助成の中でせざるをえなくなるでしょうということも聞いております。他にも13事業の中には、ファミリーサポート、延長保育事業、病児・病後の保育事業、放課後保育クラブ等たくさん入っており、これらを精査しながらやっていくことは今回の新法の重要な部分です。今度2月にご提示される時は、ぜひ13事業を網羅したうえで、施設型給付の網羅できないところ、それから上乗せ徴収についてもご審議お願いしたいと思います。我々幼稚園が施設型給付に移った場合に上乗せ徴収が認められるかどうか、これは国の方針になりますが、私立の幼稚園は、大多数の幼稚園が通園バスを使っており、このバスの費用についても、現状に即した形でやっていかないと、施設型給付に移ったけれどもバスは運行できないということになりかねません。現状の1号利用の子ども達もしくは2号利用の子ども達にも、朝はバスに乗せるけれども預かり保育の場合帰りはお迎えというケースが多くありますので、バスの運行が出来なくなると今のような就労形態がとれなくなってしまうということもありえます。上乗せ徴収も含めて現状を網羅しながら、市川らしいというお話がありましたけれども、ご審議をしてこちらにご提示を願えると大変ありがたいと思っております。以上でございます。

高尾会長 : 今の吉原委員の意見を事務局では受け止めてご検討願いたいと思います。他にはありますか。よろしいでしょうか。

それでは次に放課後児童健全育成事業に関する諮問内容について、事務局から説明をお願いします。

青少年育成課長 : 青少年育成課の山田でございます。私からは「放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について」ご説明させていただきます。

(資料3「諮問資料②」に基づき説明)

高尾会長 : 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員 : まだ国の方向性が決っていませんので、これからだと思いますが、未就学児の認定基準がそのままスライドしてくる可能性はあると思います。保育に欠けると言われる未就学児の基準は、色々とあると思うのですが、障害児を受け入れるかどうかや、時間がどれだけ必要かということが、これがそのまま学童保育にも反映していくと思います。

もう一点、今回の子ども・子育て会議で学童の件で大きく変わったのが、今までの10歳未満から小学6年生までが受け入れ可能になるということです。ニーズ調査ではそれについても希望をとっていると思いますが、高学年になると単純に保育だけではないニーズも出てくるかと思います。現状では学童で預けられなくなった3年生、4年生で定員がいっぱいです。保護者は勉強を見て欲しいというニーズがあるので塾に入れてしまうという判断もあります。その辺りは厚労省管轄の事業なので保育という話になってくると思います。もう一つ文科相の管轄で、市川市で言うところのビーイングの事業、市内ではまだ数箇所しかやっておりませんが、こちらとの連携もあると思います。特に学童の入所規定も、定員があって、設置面積があって、これに6年生まで入れなければいけないとなった時に、現状でどこまで受け入れできるのかということです。もしかしたら学校によっては設置面積を広げなければいけないという課題があると思います。現状小学校の教室を利用出来ているところも、敷地内・敷地外で設置できているところでも、個別に対応する必要が出てくると思います。現状ですと国の方向性もまだまだ出てきていませんので、なかなか決めかねる部分もあると思いますが、学童に対してこれから考えていく必要があると思います。以上です。

高尾会長 : 事務局は村上委員の意見を受けまして、こういったご意見をお持ちです

か。

青少年育成課長： 今のご意見を伺って、おそらく今後そのような要望が多くなっていくと思っています。私どもの方の、現在障害をお持ちのお子さんにつきましてもお預かりをしております。6年生までということで、定員に余裕があればということでお預かりをしております。これは継続していきたいと思っております。それから全体が6年生までに拡大されるということで、状況が分からないものですから、ニーズ調査を参考にしたいと思います。現状のキャパシティでは要望がたくさんあった場合には入りきらない状況にあります。実は議会の方でもご要望を頂いております、私どもも場所の方をなんとか探していかなければいけません。と言いながら、学校は現状かなり厳しい状況になっております。また35人学級の方針も示されておりますので、より教室が必要になってくる可能性があるということで苦労しているところです。先ほどのお話にありました、塾に行かれています子が多数いるとのことですが、事実でございまして、1年生の頃から準備期間を含めてのようですが、塾に行ったり、楽器を習いに行かれたりといった親御さんとのその子たちが多く減るということは、期待も含めましてないと思っております。そういったことを現状としてまず捉えながら、出来るだけ施設の確保に努めていきたいと思ひますし、もう一点私どもの方で懸念しておりますのは、6年生が同じ部屋で遊んでいて、体格の違いもありますし、大丈夫かなという不安はあります。ですが、部屋の中で走らないということに注意していけばある程度は出来るのかなと思っております。もう一点ビーイングの話が出ましたけれども、ビーイングは現在9カ所で実施しております。校内が8カ所、地域ふれあい館が1カ所の合計9カ所で運営しておりますが、ビーイングは特に校庭を利用したい子どもが多いので校庭が多いと、当然学校の中になりまして、なかなか教室の確保というのが厳しい状況でありましてその辺りも含めながら考えて参りたいと思っております。

高尾会長： よろしいでしょうか。

村上委員： あと一点、こちらの資料でありましたのが、指導員の配置で、やはりこれから指導員も増やさなければいけなくなってくると思ひます。先ほどの説明ですと、指導員の基準が、従うべき基準ということで、現状ですと、市川市独自の基準をもっているということになっているのですけれども、このまま行く形なのでしょうか。資料を見ますと県のガイドラインですと児童数30名までは2名以上、40名までは3名以上配置というものですが、20名までは、指導員1、補助指導員1、40名までは指導員2ということで、変更が見

受けられませんが、こちらは変更があるのでしょうか。

高尾会長： それでは事務局でお願いいたします。

青少年育成課長： こちらは市川市が現状実施しているものでございまして、今後民間の事業者の中でも学童保育に、という話が出て来た場合には国・県が提示しているものを基準としておりまして、市川市は今までのレベルは下げません。

村上委員： 分かりました。それでは、市川市では新しく出て来た基準に対してそれに適したものをまた算定するということですね。

高尾会長： よろしいでしょうか。それでは他に。

川副副会長： 資料の3を見させて頂きまして、私はファミリーサポートセンターに携わっていますが、やはり4年生までということでそれ以前は申し込みが殺到します。しかし徐々に少なくなっていく。ただ一つ言えることは、学校を利用するだけの学童保育というのは限界だと思っています。資料のどこかに書いてあったと思いますが、拡大しますと、申請をすればそれを受けていくとありましたので、それもぜひやって頂きたいと思います。

それから時間についてですが、現状は6時半となっておりますが、新しい保育園は8時までやっている所は多いです。このギャップはどのように埋めていくのかというと、実は習い事に逃げています。ぜひこの時間についても市川はご検討されたいかと思います。実際利用者は減ります、時間を延長したからと言ってたくさん来る訳ではありませんので、実際保育園も8時までやっていても利用者は一人か二人程度です。そこがケアされているというのは非常に大きなことですのでぜひその辺りも検討して頂きたいと思います。ほとんどのケアが私達ファミリーサポートセンターにまわってきています。なぜ市川が5,000人も全国でも突出して登録しているかと言いますと、他でケアする部分がないからだと考えられます。ぜひその辺りをお願いいたします。

それから職員、指導員の配置について市川の場合には千葉県のガイドラインにプラスして補助指導員をつけていらっしゃると思いますので、そのように県のガイドラインに沿うだけでなく、さきほど教育委員長が言われていましたが、市川にふさわしい子どもの育ちを、最善の利益を考えて頂きたいと思います。

高尾会長： はい、それでは市川市は委員の意見を受け止めて検討して頂きたいと思い

ます。

青少年育成課長： 時間の件についてだけ一点申し上げます。条例上は現在 18 時半ということになっておりますが、指定管理者との協議でご理解を頂きまして 19 時まで延長しております。当然申し出をして頂いた方にはなりますが、その点も踏まえて、また委員の方の意見も踏まえて検討していきたいと思います。

高尾会長： それでは時間の関係もありますので、次に参りたいと思います。次第の 5 ですが、子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について事務局から説明をお願いいたします。

子育て支援課長： それでは、子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について説明いたします。(資料 2「市民ニーズ調査について」に基づき説明)

高尾会長： それでは委員の方でご意見があればお願いします。

村上委員： 前回父親の子育て支援というのを提案して、今回入れてもらえたことは非常に嬉しいです。ご検討頂きありがとうございます。それからワークライフバランスですが、やはり子育ては家族みんなでやっていくものだと思います。市川市も核家族は多く、母親だけに負担が行ってしまっていることは多いと思いますので、父親、祖父母や地域も入れての子育てが増えていけばいいと思います。

高尾会長： ほかにご意見はありますか。これに関しては、意見調査票がありますので、ぜひこちらにご意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは次に、次第の 6 その他についてです。委員提出資料について、提出いただきました山下委員から説明をお願いします。

山下委員： 今回初めて意見書を提出させて頂きました。この意見書は未就学児を持つ母親 9 名ノーバディズパーフェクトプログラム受講生の意見をまとめたものです。今回私がこれを提出しようとした目的としては、地域の子ども達の視点、働いていない母親がどのような思いで子育てをしているかということをお伝えしたいと思い書かせて頂きました。このノーバディズパーフェクトプログラムというのをお聞きになったことのある方もいると思いますが、簡単にご説明しますと、カナダの子育てプログラムを日本でも全国で実施しておりましてファシリテーターの方と 10 人程度の母親が育児のことやお互いの将来のことを話し合い、合計 6 回託児付きで話し合うものです。0 歳～

5歳未満の子どもを持つ親を対象にしたものです。意見書は1から4ページまでであるのですが、時間の関係上、1ページ目の一時預かりについて例にとってご紹介させていただきます。（※『一時預かり』について委員提出資料のとおり説明）

以下、項目だけご紹介させていただきます。情報格差、母親学級、母親同士の結びつきについて、保健士について、1歳以降の講座、支援センター、児童館、公園、自治会、プレーパーク、幼稚園のプレについて、保育士不足と質、マイ保育園、子育てコンシェルジュ、ハローワークの職業訓練、転入者へのサポートといった項目です。これ以外にもありまして、だいたい2時間程度メンバーで話し合いました。最後に感じたこと書きましたが、「ママたちの声は上記以外にも限りなく出てくると思いますが実は、求めているということがあるということを知らなかったり、求めていることが現状とずれていたりします。この差を埋めるために、もっと情報を分かりやすく伝えていくことと、各現場においてその質を上げていくこと」だと思います。市川の特徴ある子育てのヒントになればと思います。以上です。

高尾会長：ありがとうございます。生の声ということで受け止めさせて頂きたいと思います。川副委員は、保育を提供する立場として何かご意見ございますか。

川副副会長：こちらの意見は心が痛む部分ところが多くありました。お母さんの声を聞くということをして頂いたことは本当に感謝しています。市川市もぜひタウンミーティングを開いて直接生の声を聞くということを計画されてはどうかと思います。今アンケート調査を実施されていますが、紙の回収率を上げることも大切ですが、山下委員のようにペーパーでなく生の声を拾っていただけるといいと思います。

高尾会長：これは山下委員だけでなく、グループの意見としての意味をもち尚重要であると受け止められます。ほかにご意見ありますでしょうか。

吉原委員：先ほどの川副委員と同意見で、週末に国の子ども・子育て会議に出ていらっしゃる柏女先生から、流山市はタウンミーティングを実施すると、それから隣の浦安市ではeモニターアンケートと同じ趣旨で、小学校の高学年、中学生、高校生、つまり5年後親になる子どもを対象に面談を行って実際に調査されるというお話を聞きました。先日ニーズ調査に関して若干の修正はして頂きましたが、基本的には国の調査項目がベースになっています。ニー

ズ調査を基にした計画にはなる訳ですが、e-モニターアンケートだけでなく、タウンミーティングや対面式の面談のような形で、山下委員の意見書のように生の声を吸い上げる必要があるということを痛切にお話されておりました。予算や時間との兼ね合いもあるでしょうけれども、そのような形を実現されたら良いと思います。それから松戸市では乳幼児を持つ親への支援ということで、子育てコーディネーターという斬新で先駆的な取り組みがあると発表されておりました。市川でもぜひそういったことを実施して頂いて、充実した施策にして頂きたいと思います。

高尾会長 : 他にございますか。

幸前委員 : 私達いちかわ子育てネットワークでも、このようなお母さん達の声を集めるということをしてきたのですけれども、今回こちらの意見書を見て、かなり衝撃を受けました。この中で保健師さんのことについて触れていましたが、実は私の娘は今年成人式を迎え 20 歳になったのですけれども、私達が子育てを現役でしていた頃は地区の担当の保健師さんが、身長体重の計測などを毎月 1 回行っていました。担当して頂いていた保健師さんは退職されましたが、名前も顔も覚えている位お世話になりました。私達の活動は始めて 15 年ほどになりますが、その間に子育て支援センターが増え、すこやか応援隊が始まり、その中で保健センターは保健を、子育て支援課は子育てをという形になりました。丁度今から 10 年ほど前にその身長体重を測るという事業がなくなってしまいました。それに私は強く反抗しまして前市長さんではありますが、市長メールまで送って残して欲しいと訴えたのですが、叶いませんでした。行政としては事業が重ならないように効率よくするための役割分担というのは仕方ないと思うのですが、地域に出向いて対象の方の力を引き出す保健師さんと、施設に来てもらって自分の力を提供する保育士さんとは役割が違うと思っています。私はその 10 年前の際に先ほど山下さんが出して頂いたのと同じような意見を出したのですが、10 年経っても同じ意見が出てくるということは、結局 10 年間全く何も変わっていないということだと思います。恐らく意見としては会議など色々な場所に出てきていると思うのですが、変えていく根本にあるのは、職員の方のスイッチの切り替えだと思います。今までの形でいくと、恐らく今まで通りのものしか出てこないの、どこかで思い切った改革をしなければ状況はなかなか変わりません。先ほどの資料 4『子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業一覧』も拝見させて頂き、こちらはこれから議論されていくことだとは思いますが、思い切った改革が必要であると感じました。以上です。

徳安委員：私もこちらの意見書を頂いた時には、非常にショックを受けました。このノーバディズパーフェクトプログラムは、毎年開催していますが、その場所の確保と広報を行うことが非常に難しいです。市にその点についてお願いしたこともありましたが、現在は1%支援制度を利用して開催しています。

この意見書の中に小さな単位・地域ごとにつながりを持った子育て支援を、という要望が非常に現れていると思うのですが、ニーズ調査の中にもこの意向が現れると良いと思います。

この意見を出してくださった方に直接意見を伺ったのですが、お母さん達は同世代で支えあうことに力を感じており、お子さんが小さいうちからの継続した繋がりが、その後幼稚園、小学校、中学校に入っても、地域の強い力になっていくと思います。先ほど、学童の時間延長の要望もありましたけれども、以前利用時間はもっと短かったと思いますが、18時半に変更になった時に指導員の方から、これ以上長くするとお子さんのことを考えると問題ではないかというお話もありました。ファミリーサポートを利用していく方が、保育園と学童保育に通う兄弟であっても、楽しく食事をしながらお迎えを待つ時間を持てるということもあり、貴重だと感じています。いつもお母さん方のお話を聞きながら、先ほど幸前委員の意見にもありましたように、変わらないというのはもう終わりにして頂きたいと思っています。以上です。

高尾会長：他にありますでしょうか。

緑川委員：私もこちらの意見書を読んでとても感動的でした。私にも幼稚園・小学生・高校生とこどもがおりますが、やはりお母さん同士で集まる機会も多く、その年代ごとの意見や、家庭ごとの事情など、あとは地域などで、全く求めているものが違っていることもあると思います。こういった卓上で議論をすることも大事だと思いますが、やはり子育ては会議室で起きているのではなく、現場で起きていると思うので、もちろん個々の意見を全て拾うことは難しいですが、山下委員が行ったような集まりを定期的にやられたらいいのではないかと思います。先ほど徳安委員から場所がないという意見があったのですが、公立幼稚園は8園、稲荷木幼稚園は人数が減る関係で今期に閉園してしましますが公立幼稚園は延長保育がなく水曜日の午後は一般開放などもしておりますので、そちらも上手く利用されたら良いかと思います。以上です。

阿部委員：山下委員の意見書の中に、『自治会のつながり』とありましたけれども、

私もこちらに非常に賛成の意見を持っております。おじいちゃん、おばあちゃんと交流できる場を作ったらどうか、子ども達にも自治会館を使わせて欲しいということですが、市川は民営にしても公設にしても沢山の子育てのグループが様々にありますが、お互いだけですと繋がれない事情があると思いますので、そういったところが繋がる仕組みを市川市の中で少しでも作っていったら良いと思います。先ほどあった 10 年間変わっていないという意見、多少は変わっているのだと思いますが、そういったことが出なくなるのではないかと思います。65 歳になると仕事が減ってきて、70 歳 75 歳になってくると働けなくなり、ずっと家に閉じこもる人が増えていきます。それがもとで、様々な病気が発症するということも医学的にも言われていますが、市川市の高齢者も地域の為になるのだということを感じて頂きたい。どうしても行政ですと税金がバックボーンにあり、そのお金を基にした事業ですと限界がありますので、その限界をやはり取っ払うためにはお互いに繋がりを持つことで少しでも前進させることが出来ると思っております。以上です。

高尾会長 : それでは他に。

佐藤委員 : 私も子ども 2 人が幼稚園でお世話になり、長男はまだお世話になっていきます。そういった中で、専業主婦在宅で、子どもを見ているお母さん達の声として聞かれるのが、やはりできれば少し仕事をしたい、皆さんギリギリのラインで家計のやりくりをしています。主婦として家事をいくら一生懸命やっても、誰からも評価されず、働くことで少しリフレッシュしたいと思うお母さんは多いようです。子どもとずっと一緒に過ごす中でのストレス解消が難しいのが、この幼稚園のママ達だと思います。実際に専業主婦で、幼稚園から保育園に移ったお母さんの声を聞くと、やはり保育園ママの方が共働きで、生活のゆとりを感じている、生活スタイルを変えずに子育ても出来、羨ましいという印象もあるようです。こういった中で、待機児童解消にスポットが当たっていますが、それを進めていくにつれ、専業主婦の就業意欲も高まってしまい、先ほど市長さんからお話もありましたけれども待機児童がどんどん後を追って増えてしまうのも怖いと思ったりもします。市川市にとって大切な仕事の子育てであることを忘れてはいけないと思い、親が自分のために仕事を休んでくれたり、時間を作ってくれたり、自分のことを一番に考えてくれていることを実感できる生活、仕事の変わりはあっても、親の代わりはないのだということを子どもが感じて生活していくことが成長の上で一番大事なのではないかと思います。出来るだけ一緒に時間を大切に願う

中で、私達保育者にもやはり色々な声がありますけれども一生懸命頑張ってサポートしていかなければいけないと思います。お母様方の愛にはかないませんが、一緒に子育ての楽しさや苦勞を味わいながら向き合っていきたいと思いました。ママ、ママと離れないのはほんの数年で、その後の成長にも幼児期の過ごし方は影響していきます。しっかり向き合って在宅で頑張るお母さん方の支えがもっともっとあればいいと思います。さきほどのファミリーサポート、こちらも幼稚園の母親にとっては、利用する第一歩に抵抗があるようです。未就学児の行動的なママは自分のためにリフレッシュを上手に使っていますが、なかなかそういった行動を起こせない方にサービスのきっかけとして積極的に市の方から利用券の提供などがあったりすると、お母さん達も楽しく明るく子育て出来るのではないかと思います。

それから先ほど山下委員の意見書の中で公園という項目があったのですが、私も子どもを毎日公園で遊ばせました。公園の砂場には猫のフンがあり、ままごとをして遊びながら、私のところにその猫のフンを持ってきてしまったことがありました。そこでいつもその公園で一緒になるお母さん方と市役所に電話をしたところ、砂を消毒し新たな砂を足す作業をしてくださりました。年に2回ほどやってくださっていたと思います。ネットも汚れたら新しいものを持ってきてくださっていたと思います。最後に遊び終わった後砂場にネットをかけるのは私達なのですが、それは私達の役目であると認識していました。ところが最近、公園の状態が荒れておりまして、砂場の消毒といった作業も全く見かけなくなったので、声をかけると動いてくださるけれど、声が出なくなると動きが止まってしまうことも少し残念だと思っています。市と、私達の方とで協力して良い環境を作っていきたいと思っています。以上です。

高尾会長 : 山下委員のグループからの意見と、それに関する皆さんの意見ということで、今後の方針の参考にしていきたいと思っています。山下委員、どうもありがとうございました。事務局の方も、この意見をよく踏まえて参考にして検討して頂きたいと思っています。続いてeモニターアンケートの実施について事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長: それではeモニターアンケートの実施について事務局より説明させていただきます。(資料5『eモニターアンケート実施について』に基づき説明)

高尾会長 : それではeモニターアンケートについて事務局から説明がありましたけれども、ご意見はありますでしょうか。

吉原委員 : 調査対象のお住まいの地域、地区といった関係はどうなっているのでしょうか。

子育て支援課長: こちらは登録制になっておりまして、登録のあった方にのみ配信されます。現状では地域ごとに偏りなく送付するということは予定していません。またクロス集計によって地域ごとに見るといったことは可能かとは思いますが。

吉原委員 : そうなるとこちらの登録されている方の中で、それぞれどこの地域にお住まいかというのは市役所の方で把握されていると考えてよろしいでしょうか。データがあるのでしょうか。

子育て支援課長: 今現時点ではっきりお答えすることが出来ません。

高尾会長 : もしそれを知りたいのであれば、項目の中に入れるしかないかと思います。

吉原委員 : 例えば南部と北部ではニーズが違う部分もあるかと思います。南部には公立の保育園がないですとか、待機児童は北部には少なく南部に多いですとか、地域によって違いがあります。先ほどの意見書の中にもありました、地域ごとの子育て支援の充実にも繋がっていくと思いますので、最低でも以前決めた 13 区分に分けた上で調査していただけたらいいかと思います。

子育て支援課長: それではアンケート内容の中にお住まいの区がわかるような質問項目を入れたいと思います。

高尾会長 : 項目に入れますとクロス集計した時に結果が出るようになりますので、お願いいたします。

村上委員 : まず対象年齢で、10 代～30 代に設定されていますが、第 1 子・第 2 子問わずということで現状、40 代でも高齢出産は確率が低いですがそれでもありますので、30 代で区切ってしまうと該当しない方も出てくるのではないかと思います。実際うちもまだ実は子どもを作ろうと考えていまして、そうなるとこれに該当しなくなってしまうので、この対象で区切ってしまうていいのかという点と、もう一点設問の中で、回答者自身の就業形態を問うものはあるのですけれども、こちらはパートナーの就業形態も入れたほうがいいのではないかと思います。パートナーが専業主婦かそうでないかによっ

て、保育園に入るのか幼稚園に入るのかが変わってくると思うので、そこはぜひ入れて欲しいと思います。

高尾会長　：　事務局の方で、いかがでしょうか。

子育て支援課長：　はい、今の意見を参考にさせて頂きたいと思います。

高尾会長　：　よろしいでしょうか。

はい、それではこれにて第4回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。

【午前12時00分閉会】

平成25年11月13日

市川市子ども・子育て会議会長　高尾　公矢

